

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第84期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 ホッカンホールディングス株式会社

【英訳名】 HOKKAN HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永井 勝己

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 工藤 常史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 工藤 常史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第84期 第2四半期 連結累計期間	第84期 第2四半期 連結会計期間	第83期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(百万円)	89,618	45,418	168,757
経常利益	(百万円)	2,279	1,297	2,893
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,124	583	1,065
純資産額	(百万円)		41,094	40,484
総資産額	(百万円)		132,001	129,511
1株当たり純資産額	(円)		594.78	588.12
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	16.71	8.68	15.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		30.3	30.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,850		14,648
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,926		4,504
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,322		9,984
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		3,503	3,902
従業員数	(名)		1,340	1,310

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,340 (274)
---------	-------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員の数は()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	26 (-)
---------	----------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員の数は()内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
容器事業	12,481
充填事業	30,832
機械製作事業	1,003
合計	44,316

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループにおける各事業はいずれのセグメントにおいても受注に基づく生産、販売が大部分を占めており、かつ受注から販売までの期間が短期間で受注残高の増減が僅少であることから、販売実績を受注実績とみなして差し支えありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
容器事業	13,023
充填事業	31,484
機械製作事業	909
合計	45,418

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
キリンビバレッジ(株)	8,919	19.6
(株)伊藤園	8,456	18.6
ダイドードリンコ(株)	4,637	10.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰や食料品価格の上昇が一段と進んだことから個人消費は冷え込んでおり、また、金融不安の拡大によるアメリカ経済の後退等も重なったことから、国内景気は総じて停滞する結果となりました。

当第2四半期連結会計期間の清涼飲料業界における状況につきましては、春先から天候不順が続いたことと、その後の比較的早い梅雨明けと猛暑がありましたものの、8月中旬以降に再び天候不順となりましたため、茶系市場は昨年に引き続き減少し、さらにスポーツ飲料も低調に推移いたしました。

そのような中で、炭酸飲料やミネラルウォーターについては昨年に引き続き増加し、また、コーヒー飲料についても堅調ではありましたが、清涼飲料業界全体としては前年を若干下回る実績となりました。

食品缶詰業界につきましては、水産缶詰が主力のツナ製品において、原料高騰の影響を受け減産となり、また、その他製品についても減少したことにより水産缶詰全体では前年を下回る結果となりました。また、農産缶詰につきましては、昨年に引き続き減産傾向でありましたため、食品缶詰業界全体としては前年を下回る実績となりました。

(容器事業)

飲料用スチール空缶は、コーヒー飲料が業界全体では堅調に推移するなかで、当社グループにおいても缶コーヒーを主体に積極的な営業活動を進めてまいりましたが、全体としては前年を若干下回る販売となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、主要販売品目のうち、水産缶詰は、サケ缶がほぼ前年並みの販売となりましたものの、サバやサンマが原料事情の影響を受けたため、水産缶詰全体では前年を若干下回る販売となりました。しかしながら、農産缶詰におきまして、主力のスイートコーン缶が順調に生産されたことが寄与し、食品缶詰用空缶全体では前年を上回る販売となりました。

プラスチック製品では、飲料用ペットボトルにおきまして、主力であります500mlボトルが増加いたしましたものの、280mlを主体としました小型ボトルが、お客様によるボトル成形から充填までの一貫生産の拡大の影響を受けたため減少となり、ボトル全体では前年を下回る販売となりました。

また、無菌充填向けプリフォーム（ボトル成形前の中間製品）につきましては、新たに受注を獲得することができたため、前年を上回る販売となりました。

食品用プラスチックボトルにおきましては、最終製品価格の値上げがありましたため、一部において需要が減少いたしました。食用油分野において増加したことが寄与し、食品用プラスチックボトル全体では前年を若干上回る販売となりました。

一般成形品につきましては主力の農薬園芸製品につきましては厳しい状況が続きましたが、洗剤用ボトルなどが好調に推移したことにより、全体としては前年を若干上回る結果となりました。

エアゾール用空缶の業界につきましては、8月中旬以降の気温の低下などの影響により、制汗消臭剤や殺虫剤が前年を下回るなど、全体としては前年割れの結果となりました。そのような中で、当社グループでは自動車関連などの工業用品が減少いたしました。燃料ポンベやエアコン洗浄剤が増加したことにより、ほぼ前年並みの販売となりました。

また、美術缶につきましても、業界全体が縮小している中において当社グループでは、新技術の提案や積極的な営業活動による新規受注により前年を上回る販売となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の容器事業全体の売上高は13,023百万円となりました。

(充填事業)

ペットボトル製品につきまして、小型ペットボトル分野では、お客様からの容器の多様化に対する要望に柔軟に取り組んでまいりましたが、春先の天候不順やお盆明けの気温の低下などの影響を受けたため、前年を下回る販売となりました。

大型ペットボトルにつきましては、昨年に引き続き茶系飲料を中心に受注の増加を図ってまいりましたが、お客様による自社生産比率が引き続き増加傾向にあり、また、スポーツ飲料が業界全体で需要が低迷した影響を受けましたため、前年を若干下回る販売となりました。その結果、ペットボトル製品全体では前年を下回る販売となりました。

また、缶製品につきましては、昨年度に果汁製品の生産を打ち切ったことが影響したものの、炭酸製品やコーヒー飲料分野において積極的な営業活動をおこなった結果増加となりましたため、缶製品全体では前年を上回る販売となりました。

リシール缶（ボトル缶）につきましては、市場全体ではペットボトルへの移行が大きいため減少となっておりますが、当社グループにおきましては新製品を積極的に受注するなど、前年を上回る販売となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の充填事業全体の売上高は31,484百万円となりました。

(機械製作事業)

機械製作部門につきましては、製缶用金型や新聞印刷版のスリッター設備等の受注が寄与し、また、液体小袋充填機は展示会等への出展を中心とした営業活動が実を結び、計画通りの成約に至りましたため、売上高は前年を上回る結果となりました。

一方、エンジニアリング部門におきましては、プリフォーム成形機の改造工事等の受注はできましたものの、全体としては工事の見直しや先送りの影響がありましたため、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の機械製作事業全体の売上高は、909百万円となりました。

以上により、当第2四半期連結会計期間における内部売上を消去した連結総売上高は45,418百万円、経常利益は1,297百万円及び四半期純利益は583百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は132,001百万円(前連結会計年度末は129,511百万円)となり2,489百万円の増加となりました。これは主に有形固定資産が減少(62,676百万円から60,343百万円へ2,333百万円の減)しましたが、第2四半期は販売額が増加する時期であるため、受取手形及び売掛金が増加(30,775百万円から34,992百万円へ4,217百万円の増)したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は90,906百万円(前連結会計年度末は89,027百万円)となり1,878百万円の増加となりました。これは主に借入金が増加(53,736百万円から51,677百万円へ2,059百万円の減)しましたが、第2四半期は生産高が増加し、原材料の購入が増加する時期であり、またスチール・プラスチック材料等の原材料価格の上昇により買掛金が増加(26,169百万円から30,194百万円へ4,025百万円の増)したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は41,094百万円(前連結会計年度末は40,484百万円)となり610百万円の増加となりました。これは主に当第2四半期連結累計期間の四半期純利益1,124百万円の計上及びその他有価証券評価差額金の減少(842百万円から494百万円へ347百万円の減)、配当金の支払い252百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローで7,292百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローで1,324百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローで5,684百万円の減少がありました。

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1,085百万円、減価償却費1,979百万円、売掛債権の減少に伴う資金の増加額3,371百万円及び仕入債務の増加763百万円が主な増加要因であります。

当第2四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、充填設備、製缶設備及びプラスチック製品製造設備の更新拡充に伴う有形固定資産の取得による支出1,294百万円が主な減少要因であります。

当第2四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れ7,850百万円の収入がありましたが、長期及び短期借入金の返済13,532百万円の支出が主な減少要因であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は第1四半期連結会計期間末に比べ283百万円増加し、3,503百万円となりました。

なお、前連結会計年度末に比べ現金及び現金同等物は398百万円の減少となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月15日に開催された取締役会において、会社法施行規則第127条柱書に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定・導入いたしました。

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会（以下、「第83回定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、第83回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご意思を確認させていただきましたところ、賛成多数により、承認可決されましたので、本プランの継続が決定されました。

本プランにつきましては、当社の社外監査役2名を含む監査役4名全員も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見表明が平成20年5月15日付で行われました。

なお、法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（金融商品取引所が定める諸規則を含みます。以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

1. 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、大正10年（1921年）の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月の純粋持株会社への移行により現在の持株会社形態に至り、グループ中期経営計画「NEXT-5」（平成18年4月から平成23年3月）を策定し、これに基づき、「飲料充填事業の強化・拡大」、「化成品容器事業を重点事業として経営資源の投入」、「高シェア容器事業を安定収益源として基盤の強化」、「エンジニアリング事業の自立基盤の強化」及び「飲料関連事業を統合した新しい“TPS（トータルパッケージングシステム）事業”の確立」に積極的に取り組んでおります。

更に、当社グループのコーポレート・ガバナンス強化を図るべく、純粹持株会社である当社によるグループガバナンスと当社グループ各社による業務執行とを分離し、組織と役割の明確化を図っています。内部統制システムの構築については、平成20年4月より金融商品取引法適用初年度として、当社グループ内のリスク管理委員会を中心に万全な体制構築を図っております。

グループ中期経営計画「NEXT-5」の中間点に当たる今年度は、経営方針として「付加価値を高める販売モデルの構築」、「高収益体質(環境対応力)を確立する事」及び「成長の芽を見つけ出す事」の3つの施策を掲げ、当社グループ各社の利益構造の強化に向けて取り組んでまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

3. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程(概要につきましては、<独立委員会規程の概要>をご参照下さい。)を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者を対象として選任するものとします。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、()事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、()当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

ア．大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

(ア) 大規模買付者の名称、住所

(イ) 設立準拠法

(ウ) 代表者の氏名

(エ) 国内連絡先

(オ) 提案する大規模買付行為の概要

(カ) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

イ．大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記ア．(ア)～(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報(以下、「必要情報」といいます。)として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面にしたがって、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

(ア) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び特別関係者を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

(イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

(ウ) 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

(エ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

(オ) 当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(カ) 当社グループの経営に参画した後に予定する、当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろって追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

エ. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合(なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。)、当社取締役会は、当該株主総会の決議にしたがうものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

オ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大規模買付行為が実施された場合の対応

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として<新株予約権無償割当の概要>に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記ア.で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

(ア) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合

(ウ) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると思われる場合

(エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合

(オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(カ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

(キ) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(ク) 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(ケ) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

ウ. 対抗措置発動の停止等について

上記ア.又はイ.において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

本プランによる株主の皆様にご与える影響等

ア. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

イ. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと」等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当を受けるためには、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、平成20年5月15日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は第83回定時株主総会終結の時まででありましたが、第83回定時株主総会において本プランの継続について承認可決されました。本プランの有効期限は3年後の平成23年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までであり、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については定時株主総会において承認可決を得ることとしております。

但し、本プランは、()当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、()当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に添い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度の合理性を有しています。

当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(3)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

株主意思を反映するものであること

本プランは、当社取締役会の決議で導入いたしますが、当初の有効期限は、第83回定時株主総会終結の時までとしており、第83回定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただき、議案としてお諮りすることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記(3)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記(3)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

< 独立委員会規程の概要 >

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

< 新株予約権無償割当の概要 >

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、予め当社取締役会が同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は198百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下の通りです。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備 の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
(株)日本 キャンパック	利根川工場 〔群馬県 明和町〕	充填事業	充填設備	10,350		借入金	平成21年 4月	平成22年 3月	年間 10百万 ケース
北海製罐(株)	利根川工場 〔群馬県 明和町〕	容器事業	容器製造 設備	800		借入金	平成21年 3月	平成22年 3月	年間 240百万 本

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,346,935	67,346,935	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	
計	67,346,935	67,346,935		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		67,346,935		11,086		10,725

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内2 - 2 - 2	5,926	8.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 - 6 - 6	3,274	4.86
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1 - 3 - 3(東京都中央区晴海1 - 8 - 1 2 晴海アイランドトリートンスクエアZ棟)	3,273	4.86
株式会社メタルワン	東京都港区芝3 - 2 3 - 1	2,267	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 1 1	2,228	3.31
ホッカホールディングスグループ取引先持株会	東京都千代田区丸の内2 - 2 - 2	2,137	3.17
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1 - 1 3 - 2	2,000	2.97
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1 - 2 - 1	1,805	2.68
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4 - 1	1,765	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1 - 8 - 1 1	1,720	2.55
計		26,400	39.20

(注) 所有株式数には信託業務に係る株数を下記のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

2,228千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)

1,720千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 47,000 (相互保有株式) 普通株式 9,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,975,000	66,975	
単元未満株式	普通株式 315,935		
発行済株式総数	67,346,935		
総株主の議決権		66,975	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) ホッカンホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内 2-2-2	47,000		47,000	0.07
(相互保有株式) トーウンサービス株式会社	埼玉県さいたま市大宮区 土手町1-49-8	9,000		9,000	0.01
計		56,000		56,000	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	346	371	334	335	336	286
最低(円)	303	316	299	284	275	218

(注) 株価は、いずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、きさらぎ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,503	3,902
受取手形及び売掛金	34,992	30,775
商品及び製品	4,544	4,630
仕掛品	2,674	2,300
原材料及び貯蔵品	1,987	2,022
繰延税金資産	565	544
その他	3,086	1,922
貸倒引当金	46	43
流動資産合計	51,306	46,054
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 19,850	1 20,558
機械装置及び運搬具(純額)	1 23,214	1 25,275
土地	15,539	15,545
建設仮勘定	980	438
その他(純額)	1 757	1 858
有形固定資産合計	60,343	62,676
無形固定資産	446	382
投資その他の資産		
投資有価証券	16,588	17,165
長期貸付金	20	23
繰延税金資産	1,305	1,136
その他	2,055	2,138
貸倒引当金	65	65
投資その他の資産合計	19,904	20,398
固定資産合計	80,694	83,457
資産合計	132,001	129,511

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,194	26,169
短期借入金	30,133	27,306
未払法人税等	703	598
賞与引当金	676	659
その他	4,047	4,078
流動負債合計	65,756	58,812
固定負債		
長期借入金	21,543	26,430
繰延税金負債	14	8
退職給付引当金	3,220	3,225
長期未払金	360	535
その他	11	15
固定負債合計	25,150	30,215
負債合計	90,906	89,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金	10,750	10,750
利益剰余金	17,645	16,773
自己株式	18	15
株主資本合計	39,464	38,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	842
繰延ヘッジ損益	67	145
評価・換算差額等合計	562	988
少数株主持分	1,067	900
純資産合計	41,094	40,484
負債純資産合計	132,001	129,511

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	89,618
売上原価	81,189
売上総利益	8,428
販売費及び一般管理費	¹ 6,356
営業利益	2,072
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	117
持分法による投資利益	215
受取賃貸料	146
その他	261
営業外収益合計	744
営業外費用	
支払利息	433
その他	102
営業外費用合計	536
経常利益	2,279
特別利益	
固定資産売却益	6
特別利益合計	6
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	68
投資有価証券評価損	159
その他	95
特別損失合計	326
税金等調整前四半期純利益	1,959
法人税、住民税及び事業税	639
法人税等調整額	7
法人税等合計	646
少数株主利益	188
四半期純利益	1,124

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	45,418
売上原価	41,032
売上総利益	4,385
販売費及び一般管理費	3,173
営業利益	1,212
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	27
持分法による投資利益	71
受取賃貸料	73
その他	189
営業外収益合計	363
営業外費用	
支払利息	221
その他	56
営業外費用合計	278
経常利益	1,297
特別利益	
固定資産売却益	6
特別利益合計	6
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	45
投資有価証券評価損	159
その他	10
特別損失合計	219
税金等調整前四半期純利益	1,085
法人税、住民税及び事業税	485
法人税等調整額	93
法人税等合計	391
少数株主利益	109
四半期純利益	583

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,959
減価償却費	3,918
貸倒引当金の増減額（は減少）	3
賞与引当金の増減額（は減少）	17
退職給付引当金の増減額（は減少）	4
受取利息及び受取配当金	120
支払利息	433
持分法による投資損益（は益）	215
投資有価証券評価損益（は益）	159
有形固定資産除売却損益（は益）	65
売上債権の増減額（は増加）	4,034
たな卸資産の増減額（は増加）	252
その他の資産の増減額（は増加）	1,072
仕入債務の増減額（は減少）	4,025
その他の負債の増減額（は減少）	10
未払消費税等の増減額（は減少）	28
その他	184
小計	4,658
利息及び配当金の受取額	120
利息の支払額	480
法人税等の支払額	446
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,818
有形固定資産の売却による収入	17
投資有価証券の取得による支出	1
長期前払費用の取得による支出	1
貸付けによる支出	72
貸付金の回収による収入	10
その他	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,926
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	14,100
短期借入金の返済による支出	10,922
長期借入金の返済による支出	5,237
自己株式の取得による支出	2
配当金の支払額	252
少数株主への配当金の支払額	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,322
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	398
現金及び現金同等物の期首残高	3,902
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,503

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
会計方針の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、低価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 平成20年度の法人税法改正に伴い、連結子会社は機械装置について、第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。 これにより、従来の耐用年数によった場合と比べ、第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ33百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 154,026百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 150,829百万円
2 偶発債務	2 偶発債務
債務保証	債務保証
従業員からの金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。	従業員からの金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。
従業員 66百万円	従業員 74百万円
借入金に対して保証を行っております。	借入金に対して保証を行っております。
ユニバーサル製缶(株) 3,884百万円	ユニバーサル製缶(株) 3,822百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
荷造運送費	1,593百万円
給与手当	563
賞与引当金繰入額	77
退職給付費用	62
研究開発費	310
減価償却費	137
保管料	1,110
貸倒引当金繰入額	4

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
荷造運送費	791百万円
給与手当	270
賞与引当金繰入額	47
退職給付費用	40
研究開発費	153
減価償却費	68
保管料	564
貸倒引当金繰入額	1

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,503百万円
現金及び現金同等物	3,503百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	67,346,935

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	50,635

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	252	3円75銭	平成20年3月31日	平成20年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	252	3円75銭	平成20年9月30日	平成20年12月10日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	容器事業 (百万円)	充填事業 (百万円)	機械製作事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	13,023	31,484	909	45,418		45,418
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,574		855	4,430	4,430	
計	16,598	31,484	1,765	49,848	4,430	45,418
営業利益	234	1,159	62	1,457	244	1,212

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 容器事業.....各種缶詰用空缶及びプラスチック容器

(2) 充填事業.....飲料の受託充填

(3) 機械製作事業.....専用機械・金型などの製造

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	容器事業 (百万円)	充填事業 (百万円)	機械製作事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	25,184	63,140	1,293	89,618		89,618
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,715		1,404	8,120	8,120	
計	31,900	63,140	2,697	97,738	8,120	89,618
営業利益	377	2,136	44	2,557	485	2,072

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 容器事業.....各種缶詰用空缶及びプラスチック容器

(2) 充填事業.....飲料の受託充填

(3) 機械製作事業.....専用機械・金型などの製造

3 「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法改正に伴い、連結子会社は機械装置について、第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。

これにより、従来の耐用年数によった場合と比べ、第2四半期連結累計期間の営業利益は、容器事業が32百万円及び機械製作事業が1百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	594円78銭	1株当たり純資産額	588円12銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	16円71銭	1株当たり四半期純利益	8円68銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	1,124	583
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,124	583
普通株式の期中平均株式数(千株)	67,301	67,299

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

第84期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年11月14日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	252百万円
1株当たりの金額	3円75銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

ホッカホールディングス株式会社

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 允 夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 竹見 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホッカホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。